

アウディ自動車保険プレミアム プレミアムケア サービス約款

フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社（以下「VFJ」）は、アウディ正規販売店が取り次ぐ「アウディ自動車保険プレミアム プレミアムケア加入者証 兼 サービス依頼書」（以下「本加入者証 兼 サービス依頼書」）に記載された加入者様（以下「加入者」）ならびに同書に記載された車台番号の自動車に、本約款に基づき、アウディ正規販売店にて実施される自動車修理サービス（以下「本サービス」）を提供します。また、本サービスの対象自動車の自動車保険申込書への署名または記名・捺印をもって、本約款へ同意したものとします。

第1条【本サービスの対象自動車】

本サービスの対象自動車（以下「対象自動車」）は、日本国内のアウディ正規販売店を取扱代理店とする、VFJ指定の自動車保険（以下「アウディ自動車保険プレミアム」）をご契約の自動車のうち、用途車種が次の各項いずれかに該当するものとします。

- 1) 自家用普通乗用車
- 2) 自家用小型乗用車
- 3) 自家用軽四輪乗用車

ただし、第5条第1項第2号「特別補償」はアウディ車のみを対象自動車とします。

第2条【本サービスの提供開始・経過措置】

本サービスは、アウディ自動車保険プレミアムの保険始期が2026年7月1日以降である場合に提供されます。

なお、第5条第1項第2号「特別補償」の対象であるアウディ車の保険始期が2026年6月30日以前、かつ保険期間が複数年の場合は、2026年7月1日以降に迎える保険始期応当日以降に本サービスを提供します。

第3条【本サービスの提供期間】

1. 本サービスの提供期間は、アウディ自動車保険プレミアムの保険始期から保険終期までとします。
2. 保険期間の途中で、対象自動車に該当しない自動車から対象自動車に入替された場合のサービス提供期間は、変更日（入替日）から保険終期までとします。
3. 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスを受けることはできません。
 - (1) 対象自動車以外に入替された場合
 - (2) アウディ自動車保険プレミアムが解約・失効等になった場合
 - (3) 対象自動車が他人に譲渡された場合
 - (4) 対象自動車が日本国外に持ち出された場合

第4条【本サービスの提供回数】

1. 本サービスの提供は、第3条（本サービスの提供期間）に定めるサービスの提供期間において、第5条（本サービスの内容および限度額）各項に定めるいずれかの損害に対し、1回に限りです。
2. 前項の規定にかかわらず、アウディ自動車保険プレミアムが長期契約の場合は、保険年度（保険始期日から起算した1年後までを単位とする期間）ごとに、第5条（本サービスの内容および限度額）各項に定めるいずれかの損害に対し1回に限りです。

第5条【本サービスの内容および限度額】

1. サービス提供期間中に、日本国内において、各号いずれかに該当する偶然な事故によって対象自動車が損害を被り、アウディ正規販売店に入庫された場合にその修理を本サービスとして提供します。
 - (1) 基本補償
 - ①タイヤバンク損害
走行中の路跡みやいたずらなど、偶然の外来の事故によってタイヤがバンクし、自走不能あるいは走行が危険な状態となった場合の損害を補償します。新品タイヤに交換、またはバンク補修する場合のタイヤ1本分の損害に限りです。交換の場合は同一のもの、または同等の代替品との交換とします。
なお、対象事故はタイヤ単独損害に限り、ボディ（ホイールを除きます）とタイヤが同時に損害を被った場合は対象外です。
サービス限度額 45,000 円（補償限度額 50,000 円-自己負担額 5,000 円）
 - ②特別補償（アウディ車）
 - ①飛び石等の飛来物によるフロントガラス損害
飛び石などの偶然の外来の事故によるフロントガラス損害を補償します。
サービス限度額 90,000 円（補償限度額 100,000 円-自己負担額 10,000 円）
 - ②ドアミラー損害
衝突・接触などの偶然の外来の事故によるドアミラー損害を補償します。
発生原因が落書きやいたずらである場合は、警察への被害届の提出、ならびにサービス利用時に警察署名・受理番号の提示を必須とします。
サービス限度額 45,000 円（補償限度額 50,000 円-自己負担額 5,000 円）
 - ③キー損害
付属されているキーが破損・盗難・紛失した時にキーの修理費用または交換費用を補償します。
サービス限度額 27,000 円（補償限度額 30,000 円-自己負担額 3,000 円）
 - ④フロントバンパー損害
衝突・接触などの偶然の外来の事故によるフロントバンパー損害を補償します。発生原因が落書き・いたずらである場合は、警察への被害届の提出、ならびにサービス利用時の警察署名・受理番号の提示を必須とします。
サービス限度額 45,000 円（補償限度額 50,000 円-自己負担額 5,000 円）
 - ⑤エンブレム損害
衝突・接触などの偶然の外来の事故によるエンブレム損害を補償します。発生原因が落書き・いたずらである場合は、警察への被害届の提出、ならびにサービス利用時に警察署名・受理番号の提示を必須とします。
サービス限度額 27,000 円（補償限度額 30,000 円-自己負担額 3,000 円）
 - (2) 対象自動車がアウディ車である場合、基本補償（タイヤバンク損害）のサービス提供期間は、対象自動車の初度登録日から3年後応当日の前日（自動車検査証に記載された有効期間の満了する日）までに限りです。
 3. 対象自動車がアウディ車以外の基本補償（タイヤバンク損害）について、一部のアウディ正規販売店では、取り扱わないケースがあります。

4. 加入者は、本サービスの提供を受けるに当たり、実際に被った損害額に関係なく、前項各号に定める「自己負担額」を負担するものとします。また、損害額がサービス限度額を超える場合、超過部分は加入者が負担するものとします。
5. 本サービスの提供は、アウディ正規販売店における修理にて実施し、いかなる場合であっても、加入者に対する金銭交付は行いません。

第6条【本サービスの利用方法】

本サービスを利用する場合には、加入者はアウディ正規販売店に対象自動車を入庫させ、次の各項の必要書類を提出するものとします。

- (1) アウディ自動車保険プレミアム プレミアムケア加入者証
- (2) 自動車保険証券コピー
- (3) 納品請求書
- (4) 写真（損傷部位及びナンバープレート含む全体）

第7条【その他補償との関係】

1. 車両保険、第三者からの賠償、その他本サービス以外のサービス等によって補償される損害に対しては、アウディ正規販売店およびVFJは本サービスを提供しません。
2. 前項の規定にかかわらず、車両保険、第三者からの賠償、その他本サービス以外からの補償を充当してもなお、加入者の自己負担額（自動車保険の免責金額など）が発生し、かつ、当該負担額が本サービスの自己負担額を超える場合、アウディ正規販売店および VFJ はサービス限度額の範囲内で本サービスを提供します。

第8条【本サービスを提供しない場合】

次の各号のいずれかに該当する場合、アウディ正規販売店およびVFJは本サービスを提供しません。

1. アウディ正規販売店以外で修理を実施する、あるいは実施した場合
2. 第5条第1項第2号 ドアミラー損害、フロントバンパー損害、エンブレム損害の原因が落書きやいたずらであり、警察への被害届の提出、ならびにサービス利用時に警察署名・受理番号の提示がない場合
3. 本サービスの利用に際して、アウディ正規販売店およびVFJに対して虚偽の申告がなされた場合
4. 事故等が発生した日から30日を経過した後に、アウディ正規販売店へ事故通知、または入庫された場合
5. 直接または間接を問わず、次の事由によって対象自動車が損害を被った場合
 - (1) 加入者または加入者の許可を得て対象自動車を運転した者の故意
 - (2) 法令により定められた運転資格を持たない、または酒酔い・酒気帯びもしくは麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転していた場合に生じた損傷（ただし、対象自動車につき、正当な権利のない者が運転している場合を除きます。）
 - (3) 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
 - (4) 詐欺または横領
 - (5) 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (7) 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (8) 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積荷等）
 - (9) 対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他の自然の損傷
 - (10) 故障（偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損傷をいいます。）
6. 対象自動車から取り外されたタイヤに損傷が生じた場合

第9条【本約款の変更】

1. VFJは、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
2. VFJは、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

第10条【個人情報の取扱いについて】

ご加入いただく自動車保険契約に関する個人情報（下記(1)）は、下記記載の利用目的①-④の範囲内で、自動車保険引受損害保険会社によりVFJに提供されること、また、本サービスに関する個人情報（下記(1)、(2)及び(3)）は、同様の利用目的の範囲内でVFJにより本サービスの提供提供損害保険会社に提供されることに同意します。

- (1) 自動車保険契約に関する個人情報（お客様の氏名、住所、電話番号その他お客様の属性に関する情報、保険等お客様との契約に係る申込日、契約日、契約期間、契約当事者名、契約の対象となった商品の名称（車名、車両の登録番号、車台番号その他車両に関する情報を含む。）及び内容、契約額、支払回数等の契約条件その他これらの契約に関する情報（契約番号、証券番号等を含む。）、事故等があった場合のその内容（事故日、場所等を含む。）、その他お客様が保険契約に基づき引受損害保険会社に提供した個人情報の総称）
- (2) VFJ 所定の「加入者証兼サービス依頼書」に記載されたお客様の個人情報
- (3) その他本サービス提供に関連してVFJ又は引受損害保険会社が取得したお客様の個人情報
利用目的：①「アウディプレミアムケア」の提供判断 ②「アウディプレミアムケア」の提供 ③商品・サービスの企画・調査・開発 ④統計資料作成（車種・地域構成等）
また、VFJは本サービスに関する個人情報（上記(2)及び(3)）を上記利用目的①-④の範囲内で利用するとともに、VFJのホームページ（<https://www.vfj.co.jp>）で開示する個人情報保護方針に基づき共同利用します。
個人情報の開示・停止等請求窓口、個人情報に関するお問合せは、ご加入のアウディ正規ディーラーまたはサービス事務局にご相談ください。

（事務局）

フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社（情報管理者 サービスセンター部長）

株式会社プレステージ・インターナショナル富山BPOタウン内

VFJビジネスコミュニケーションデスク プレミアムケア サービス事務局

〒939-0311 富山県射水市黒河 846-1 ホームページ <http://www.vfj.co.jp>

Audi Financial Services

